平成２９年（フ）第２８０号
福岡市早良区内野１丁目９番12号
破産者　五嶋　陽子
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５５６号
福岡市中央区清川２丁目19番22号、前住所福岡県糟屋郡宇美町宇美中央２丁目12番８号
破産者　立石　友行
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６８号
福岡県古賀市筵内1333番地
破産者　平田　達士
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９９３号
福岡市東区唐原２丁目18番８号
破産者　樋口　幸恵
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２４号
福岡市東区香椎照葉１丁目３番７―411号
破産者　山崎　靖史
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅８－１－２号
破産者　野澤　千春
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２号
茨城県ひたちなか市大字中根4874番地14
破産者　山浦　道行
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９０号
埼玉県本庄市児玉町児玉南４丁目11番24号、旧住所埼玉県本庄市小島南２丁目３番30号
破産者　鈴木　光広
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３１５号
埼玉県東松山市松風台14番地３　高坂ニュータウン四季の丘Ａ―506
破産者　萩野　　聡
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３１８号
埼玉県熊谷市赤城町１丁目46番地２　ラビットハウス赤城101
破産者　秋山　和子（旧姓橋本）
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第９５１号
福岡県春日市大土居１丁目22番地
破産者　小西　茂治
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５２号
福岡県春日市大土居１丁目22番地
破産者　小西　朋子
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市山之口町７番38号　皐月マンション101号
破産者　坂上　勝俊
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目15番６―406号
破産者　梅村　功治
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
埼玉県さいたま市南区大字大谷口1395番地２、開始決定時の住所埼玉県越谷市川柳町５丁目231番地５
破産者　福田　浩幸
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
山梨県甲府市下今井町776番地３
破産者　中田　英美
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
福岡市南区井尻５丁目６番21―203号
破産者　規矩　亮彦
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０８号
旭川市神楽岡12条３丁目２番７号シャルム赤塚107号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条４丁目４番17―201号
破産者　長部　恭一
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部